

保険かわら版

保険請求などQ&A 震災被災者の窓口対応

Q1:被災者の窓口負担等はいままで免除されるのか。

A1: (1)2012年2月29日までの間に受けた療養が免除の対象となる。(2)食事療養・生活療養の標準負担額については、2011年8月31日までの間に受けた療養が免除の対象となる予定。(3)いずれの免除についても、生計維持者が行方不明である場合は、生計維持者の行方が明らかとなるまでの間、原子力発電所の事故に伴う政府の屋内退避指示等があった場合で、指示が解除された場合は、別途定める日までの間が免除の対

象となる。なお、原発事故に伴い、屋内退避指示の対象となっていた方で、2011年4月22日に当該指示が解除され、現在はいずれの指示の対象にもなっていない方(いわき市の一部及び田村市の一部に居住されている方が該当)の一部負担金等の免除は、6月30日までに受けた診療等や調剤の分までとなる。

Q2:7月診療分から取扱が変更となるが、医療機関の窓口で留意する点は何か。

A2:以下の点に留意されたい。
(1)資格確認
7月以降は原則として被保険者証で資格確認を行った上で保険診療とする。なお、紛失等で止むを

開業医共済の年齢基準日(再掲)
Q 今年8月中旬に50歳になるが、開業医共済に加入する際の年齢区分は?

A 8月で2年目に入る
開業医共済協同組合の病気やけがによる休業に備える開業医共済休業保障制



度は、本年度は5月31日、9月30日、来年1月31日と3回の募集締め切りがあるが、いずれも本年8月1日現在の年齢が加入時年齢となる。このため8月1日に49歳なら、加入初年度は40歳~49歳までの年齢の掛け金となる。

得ない理由により提示できない場合は従前の例により氏名等を確認し、カルテ等に記載した上で、保険診療が行える。この場合は患者さんに対して速やかに被保険者証の再交付を受け、保険者番号、記号・番号を医療機関に連絡するよう伝える。

(2)一部負担金等の徴収免除
7月以降は原則として免除証明書を提示した患者のみが一部負担金等の免除対象となる。ただし、下記の市町村国保及び後期高齢者の場合は免除証明書がなくても、免除対象であることの申し立てと被保険者証による住所確認を行えば良い。

なお、免除証明書の発行が間に合わない保険者の場合は一部負担金を徴収した上で、患者さんには保険者に還付請求ができる旨アドバイスすると良い。

<免除証明書が不要な市町村>
岩手県:宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町
宮城県:女川町、南三陸町
福島県:広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、田村市、南相馬市

活動日誌

下記で場所記載なしは長野市で開催又は実施のもの。[]内は担当者・出席役員事務局名で一部に略あり。

- 4/17* 保団連理事会が大阪で[市川・三田副会長、増田事務局]
- 4/18* 常任理事会[理事会便り参照]
- 4/20* 保険でより良い歯科医療長野連絡会事務局会議が長野松本電話会議で[鈴木会長、原事務局員ほか]
- 4/21* 北信越ブロック事務局長電話会議[宮沢事務局長]
- 4/22* グループ生命保険生保会議[原事務局員と募集担当各社]
- 4/25~* パンプ、リーフの会員への発送、開業医共済のチラシ同封
- 4/27* 共済案内並びに入会案内紙を協会未入会の医療機関保険医に発送 *県内の個別指導事例で相談対応[宮沢事務局長、増田事務局]
- 4/28* 記念誌製作委員会が長野松本電話会議で[河原田副会長-委員長、鈴木会長、後藤・花岡常任理事、宮沢事務局長ほか]
- 5/9* 関東信越厚生局長長野事務所にて2年度個別指導結果開示請求[宮沢事務局長] *県社会保障推進協議会(以下で県社保協)事務局会議[新津事務局]
- 5/10* 歯科部会を長野松本佐久飯田の4地区電話会議で開催、保団連診療報酬要求案と個別指導の選定関係開示資料で討議[10役員、1部員] *保団連の公費負担医療の手引編集打ち合わせ電話会議[増田事務局]
- 5/12* 北信越ブロック事務局長電話会議[宮沢事務局長]
- 5/13* 県社保協幹事会[宮沢事務局長]
- 5/14* 福祉医療給付制度の改善を進める会総会[宮沢事務局長、新津事務局]
- 5/15* 国保改善運動全県交流集会[新津事務局]
- 5/16* 常任理事会が長野松本佐久飯田の4地区電話会議で[次号参照]
- 5/18* 県社保協と県医療団体連絡懇談会による国会院内集会[鈴木会長、宮沢事務局長、新津事務局]

長野県保険医協会の会員数 5月1日現在1,335人(医科732、歯科603人)

報告や相互援助体制、マニュアル作成など事務局会議で相談する。

その他..ワクチン学習資料:学習用パワーポイントが完成。5月に医療機関のスタッフ向け学習会を開催。資料は会員が使えるようにホームページに掲載。

税務・経営電話相談

県保険医協会の税務・経営電話相談は、顧問税理士の土屋信行氏(写真)による。



り、実施しています。時間と受付電話は、次の通りです。
平日の受付時間
10:00~12:00
13:00~16:00
受付電話0269-33-3265
(しらかば会計事務所)
土屋税理士が不在の場合には、会員である旨と連絡先を伝言下さい。税理士の方から連絡をとらせていただきます。

午後7時40分~9時30分、長野-佐久-松本-飯田を結ぶ電話会議で開催。出席役員:鈴木会長、市川・河原田・三田副会長、大石・後藤・多田・中島・花岡・林・布山・野口・矢崎各常任理事

■会務報告...1.組織状況...2010年度中の増減は-2名と確定。2.会計報告...1・2月度の会計報告を了承。3.事務局体制...三田事務局員が3/23付で退職、3/24より継続雇用の旨報告。新規事務局員募集は4/15開始、7/5総務委で面接候補を絞り、7/14役員面接、7/20理事会で決定の日程を確認。4.会館建設の準備状況...最短で4月基本設計完了、7月上旬土地・建物契約、8月中旬着工、12月中旬に検査・引渡し工程表が示された。

■第32回定期総会方針の具体化
1.総会に関して...芝田教授の記念講演は一般も含め34名。国保の問題をわかりやすく説明、職員や患者さんに国保の実態、問題点を広めていきたいと討議あり。一般参加をもっと集められると良かった、総会は一般会員の参加が3名と少なかった点の反省あり。2.方針の具体化...重点活動と担当委員会等を確認。総会で出た女性部の設立検討、開業医の労働実態調査、前年度か

理事会便り

4/18の主な討議と決定等
らの課題である記念誌制作等も具体化していく。・任務分担では委員会の担当役員については引き続き分担を決めていく。担当事務局の責任者は新たな分担案に基づき配置転換を行う。・年間日程案、委員会等計画の提示があり、各委員会の具体的計画は今年度第一回目の委員会協議していく。

■組織拡大計画と共済休保の普及
4月~6月の会員拡大目標は12名、共済休保の新規目標は40名。訪問、チラシ、ファックス、葉書宣伝を行う。製作中の協会案内ミニパンフレットを活用、役員紹介の事務局訪問とその後をフォローする。

■医療運動課題での討議と決定
1.医療情勢..政府の震災対策に関連した医療情勢と保団連の対応等を中心に情勢報告があり、原子力行政の問題点について討論、第一に情報開示が求められること、今後保険医団体として被爆の実態や健康被害の実態を把握し公表していく責務があるとの指摘がされた。2.新リーフレットを用いた署名活動..保団連作成の会内学習パンフレット及び「窓口負担」、「高齢者医療・国

保」と「介護保険」の3種類の署名入りリーフレットを活用、会員に各一部配布、追加注文でリーフはある程度無料とする。開業医会員にはリーフスタンドも配布する。役員にはこれらをまとめて送付、率先して取り組む体制とする。3.国税通則法改正..県内団体との懇談会では、同法改正はその他の税制関連法案から分離し慎重に協議するよう要請していくことを確認、団体連名の要望書を提出していく。本会としては上記趣旨に加え納税者権利章典を法制化し、その下で税務行政を運用すべきとの内容で地元選出国会議員に対して要望を行った旨の報告あり。4.2011年度の個別指導..開示資料の選定委員会関係及び新年度の運用で報告があり、会員に知らせていく。

■東日本大震災への対応
義援金は当面は保団連救済募金への協力を会員に呼びかける。団体見舞金(義援金)として宮城・福島・岩手の保険医協会へ各30万円を送金する。また栄村への義援金として10万円を送金する。保団連からの事務局の派遣要請は可能な限り対応していく。

■北信越ブロック会議..運営内容、講演候補者案を確認。加えて震災関連の